

東洋史研究

第六十一卷 第一號 平成十四年六月發行

「風聞」の世界

——六朝における世論と體制——

中 村 圭 爾

は し が き

一 「風聞奏事」とその研究史

二 奏彈制度と「風聞」

三 「風聞」の本質

四 「風聞」の機能

む す び

は し が き

宋の洪邁『容齋隨筆』四筆卷一一「御史風聞⁽¹⁾」にいう、

御史 風聞もて事を論ずるを許さる、と。相承けて此の言ありて、従りて來たる所を究めず。予を以て之を考うれば、蓋し晉宋自り以下、此くの如し。齊の沈約御史中丞と爲り、王源を奏彈して曰く、風聞すらく東海の王源、と。蘇冕

會要に云わく、故事云々、(下略)

洪邁のこの指摘は、もしそれがまことに晉宋以後のものであるならば、この風聞がその時代の御史の特殊な奏彈制度にかかわるのみならず、そもそも風聞ということばに感得される、實體もさだかでない傳聞の媒體や傳達方式の存在の意味、さらにはそれに類似する實體をもつとかがえられる、後漢から六朝にかけてだけにみられる郷論、清議などの關係を想起させるものであり、六朝時代獨自の現象として、注目に値する。それらはいずれも六朝時代の歴史的 성격と密接にかかわるものごとである。

従來、この風聞による奏彈については、周一良、祝總斌兩氏がこれを取りあげられただけであつた。兩氏は、南北朝における御史臺奏彈の特殊形態として、のちほど紹介するような貴重な見解を提示されているが、問題關心が奏彈制度に集中したためか、いまのべたような六朝の歴史的 성격にかかわるような論點には言及されていない。⁽²⁾

本稿は、この風聞による奏彈をてがかりとして、當時の社會に流布される世論、あるいは世論によそおわれた情報がもつ意味を考察し、すすんで當時の社會秩序や政治體制の認識に、あらたな要素を提供、せんとするものである。

一 「風聞奏事」とその研究史

はじめに、ややくわしく「風聞奏事」の具體的内容をながめ、これまでの研究のあらましを紹介しておこう。

洪邁がその論のもととしたのは、南齊の御史中丞沈約の「奏彈王源」であつた。いま『文選』卷四〇所收のこの一文の主要部分を摘録すれば、以下になる。⁽³⁾

給事黃門侍郎兼御史中丞吳興邑中正臣沈約稽首して言す。……風聞すらく、東海の王源、女を嫁して富陽滿氏に與うと。源、人品庸陋と雖も、實を胃ぎ華に參ず。曾祖雅は位八命に登り、祖少卿は内帷幄に侍り、父璿升りて儲闈に采え、亦清顯に居る。源頻りに諸府の戎禁を叨にし、通徹に豫班す。而るに姻を託し、好みを結ぶこと、唯利のみ是れ

求め、流輩を玷辱すること、斯れより甚だしきと爲すは莫し。源人身遠きに在り、輒ち媒人劉嗣之を攝して臺に到らしめて辨問す。嗣之列して稱すらく、吳郡滿璋之、相承けて云う、是れ高平の舊族、寵奮の胤胄なりと。家計溫足、託せられて息鸞の爲に婚を覓む。王源告げられて窮盡せんとし、即ち璋之の簿閭を索め、璋之は王國侍郎に任じ、鸞又王慈の吳郡正閭主簿と爲るを見て、源父子因りて共に詳議し、判して與に婚を爲す。璋之錢五萬を下し、以て聘禮と爲す。源先に婦を喪い、又聘する所の餘直を以て妾を納る、と。其の列する所の如くんば、則ち風聞と符同す。竊かに璋之の姓族を尋ぬるに、士庶辨する莫し。……臣等參議し、請うらくは見事を以て源の居る所の官を免じ、禁錮終身、輒ち下して事を視ることを禁止すること故の如からん。源の官品は黃紙に應じよ、と。臣は輒ち白簡を奉じ以聞す。臣約誠に惶れ誠に恐る、云々。

風聞を根據とした御史中丞の奏彈がこの例のみにとどまらず、南朝において幾例かみられることは、周一良氏の指摘のとおりである。とりあえず參考のために、それらのうち典型的な一例の奏彈文をあわせてここに摘録しておこう。『南齊書』卷三六謝超宗傳のものである。⁽⁴⁾

上 超宗の輕慢に懷いを積み、兼中丞袁象をして奏せしめて曰く、風聞すらく、征北諮議參軍謝超宗、根性浮險、率情躁薄なり。仕えては聲權に近く、務めは諂狎を先にす。……輒ち白從王永先を攝し、臺に到らしめて辨問すらく、超宗何の罪過有る、諸貴に詣りて皆不遜の言語有り、並びに事に依りて列對せよ、と。王永先列して稱すらく、主人超宗恒に行來して諸貴要に詣るに、毎に觸忤多く、言えは怨懟を語る。……其の辭列の如くんば、則ち風聞と符同す。超宗罪自ずから已に彰わるれば、宜しく常准に附すべし。超宗少くしては行檢無く、長じては民隱に習い、狂狡の跡は聯代の疾む所、迷傲の疊は累朝に點觸す。……請うらくは見事を以て超宗の居る所の官を免じ、領記室を解き、輒ち外に勒して收えて廷尉の法獄に付し、罪を治せんことを。超宗の品題は、未だ簡奏に入れざらん。臣輒ち白簡を奉じ以聞す、と。

その大半の事例がそうであるように、御史中丞による風聞に基づく奏彈文は、まず風聞の内容をあげ、それを確認するために關係者を「攝」して事情聴取し、その事情聴取の内容である「列」が風聞と符合することをのべ、最後に處斷案がしめされるという形式をもつ。

ところで、この「風聞奏事」が南朝にかぎらず北朝にも存在し、しかも南朝にはみられない現象を派生させていることに注意されたのは祝總斌氏である。では、北朝における「風聞奏事」はいかなるものか。その典型的な例は、『魏書』卷九四闕官抱疑傳附從弟老壽傳⁽⁵⁾に、

老壽凡薄、酒色情を肆まにす。御史中尉王顯奏して言すらく、風聞す前洛州刺史陰平子石榮、積射將軍抱老壽、恣蕩非軌にして、室を易えて姦し、臊聲は朝野に布き、醜音は行路を被う。即ち攝して鞫問するに、皆風聞と差うことなし。禮を犯し化を傷つくること、老壽等即ち主なり。謹しんで案ずるに、石榮籍貫は兵伍、地は宦流より隔たり、……老壽種類聞こえるなく、氏姓紀するなし。……請うらくは見事を以て官を免じ、廷尉に付して罪を理め、鴻臚爵を削らんことを、と。詔して、可なり、と。

とあるものであるが、そのほか、同書卷一九中任城王澄傳に、「また尋ぬるに、御史の體は、風聞を是れ司る。」という澄の表文があり、同書卷八八良吏裴佗傳に、「風聞を以て御史の彈ずる所と爲る。」⁽⁶⁾というような例もみられる。北朝の例では御史中丞が御史中尉となっているものもあるが、ほぼ南北同様の御史による「風聞奏事」がこの當時存在したことは確實である。ただし、同じく御史奏彈にかかるとはいえ、その対象にやや相違がある。この點は、後にくわしく論じることにした。

さて、この「風聞奏事」について、これまでいくつか論じられてきたことがある。まずこれが御史によるものであることに關して、この方式は尙書僕射によってもおこなわれたと周一良氏がのべておられる。氏は『梁書』卷二武帝紀天監元年閏月條の詔に、「今、端右風聞を以て事を奏すべきこと、元熙の舊制に依れ。」とあることに注目され、一方、『宋書』

卷四二王弘傳⁽⁸⁾にのせる、元熙直前の義熙一二、三年に謝靈運を奏彈した尙書僕射王弘の奏彈文に、「内臺の舊體、風聲を用いて舉彈するを得ず。」とあるのと照合され、端右・内臺とはそれぞれ尙書僕射・尙書令のことであり、王弘は僕射として本來許されていない「風聞奏事」を敢行しようとして、劉裕に承認されたのであり、それが天監の詔にいう「元熙の舊制」であるが、この制はその後すたれ、梁武帝が天監元年にいたって復活せよとしたのである、とされた。⁽⁹⁾

その後、祝總斌氏は、これを魏晉南北朝の奏彈制度の一環としてとりあげられた。すなわち、當時の奏彈は御史中丞・尙書左丞の兩者によつてなされたとし、右の周氏説に關しては、王弘傳にいう内臺の奏彈の主要責任者は尙書左丞であり、中丞・左丞兩者の奏彈にあつては、御史中丞には風聞による奏彈が許されていたのに對し、尙書左丞は文書による糾彈をおこなうところに、その重要な差があつたとのべている。⁽¹⁰⁾

次の問題は、この風聞の根據にかかわるものである。奏彈制度としてとらえるとき、風聞なるものによる奏彈は、その根據の有無や故意、枉濫などの問題を派生する可能性があり、その事實確認や事情聴取が必須のものとならう。祝氏はこのことに着目され、その具體的な運用制度について考察をしている。すなわち、すでに「風聞奏事」の奏彈文の形式についてふれたように、南朝においてはそれは關係者を「攝」、すなわち召喚して事情聴取をおこなう方式でなされており、その事實確認があつてはじめて正式の奏彈が可能であつたのであり、風聞だけでは直接の罪狀として彈劾できなかったというのが祝氏の見解である。もつとも彈劾における事實確認と「攝」については、はたしてそのように理解してよいものか疑問のところもあり、再検討の必要がある。

これに對して、北朝の例はより具體的であるようで、たとえば北魏末年のこととして、『魏書』卷七七高道穆傳に、道穆の上疏をのせているが、それには「竊かに見るに、御史出使すれば、悉く風聞を受く。時に罪人を獲たりと雖も、亦枉濫無きにしもあらず。」といい、その對策もしくは冤罪の防止に、

御史若し出て糾劾すれば、即ち廷尉に移し、人の數を知らしむ。廷尉司直を遣して御史と俱に發せしめ、到る所の州

郡、分ちて別館に居らしむ。御史檢了れば、移して司直に付して覆問せしめ、事訖れば御史と俱に還れ。中尉の彈聞、廷尉の科按は一に舊式の如くせん。

という手續を提案する。つまり「風聞奏事」には枉濫が不可避であり、したがって廷尉の下に司直をおき、これを中心に御史臺の彈劾奏案に對する積極かつ綿密な事實確認をめざしたことがうかがわれる。南北朝におけるこの微妙な差は、本稿の検討課題の一つである。

なお、風聞という語に關連して、北朝では『魏書』卷三八王慧龍傳附孫瓊傳に、「光州刺史と爲り、受納の響有り、中尉王顯の劾する所と爲る。」といい、同書卷七一王世弼傳に、「東徐州刺史に除せらる。治は刑に任じ、民の怨む所と爲り、受納の響有り。歳餘、御史中尉李平の彈する所と爲る。」というような例をみることができる。これは「風聞奏事」によくにており、この響は北朝においては風と互用、もしくは併用されていたと祝氏はのべている。

最後に、この「風聞奏事」の淵源に關する問題をとりあげよう。洪邁はこれを晉宋以後のものともしたのであるが、その起源はじつは漢代の「謠言黜陟」にあると主張されたのが周氏であつた。氏は『後漢書』傳五〇下蔡邕傳をひき、蔡邕がたてまつつた封事七事の第四事「三公をして謠言もて事を奏せしむ」、およびその注にひく『漢官儀』の「三公長吏の臧否、人の疾苦する所を聽採し、條してこれを奏す。是れ謠言を擧げる者と爲すなり。」という記事、さらに『續漢書』卷二百四官志司徒條注の應邵曰、『後漢書』傳四七劉陶傳、同書傳五七黨錮范滂傳の記事に基づき、「風聞奏事」は後漢にすでにあること、ただし、後漢のそれは三府掾や公卿が刺史二千石を檢舉するものであつて、奏事者・被劾者が晉宋の「風聞奏事」と異なるだけであると論斷しておられる。なお、祝氏はこれを承認しつつも、「風聞奏事」が彈劾のみであるのに對し、「謠言黜陟」は貶黜のみでなく、褒獎もあるとされているが、このことは留意しておく必要がある。

およそ以上が、「風聞奏事」なるものの概要と、それにまつわる從來の研究の論點のすべてであるが、これらの論點のなかには單に彈劾制度の一端という側面にかぎられないいくつかの重要な問題がひそんでるようにおもえる。それはた

たとえば、なぜ風聞などを根據にした弾劾が存在成立しうるのか、それは一般の弾劾と結果としてどう異なるのかといった弾劾制度としての「風聞奏事」についての疑問からはじまって、弾劾の根據となりうる風聞とはそもそもなにか、洪邁説をみとめるとすれば、その晉宋以後という時代的人格はいかなる意味をもつのかという風聞なるものの歴史的意味、さらにはこれが當時の南北兩朝において政治的社會的のいかなる現實の意味をもっていたのかというその機能など、さまざまに検討に値する問題が存在する。

以下、そのいくつかに焦點をあわせ、「風聞奏事」が表現する六朝時代の歴史性の一面にせまってみたい。

二 奏彈制度と「風聞」

まず、弾劾に風聞が根據となることについて、それがじつは風聞そのものを證據とすることではないという理解があることに、留意しておくべきであろう。それはほかならぬ洪邁が立論の根據とした『唐會要』卷六〇や『新唐書』百官志¹³にみえるもので、洪邁自身もそれを襲っているのであるが、それらのいうところは、御史臺に訴狀がとどけられたとき、それが弾劾に値すると判斷した御史は、訴人の姓名を略し、風聞によつて探知したとして弾劾にもちこむことができたというものである。このことは少なくとも五代・宋代において、「風聞奏事」とは風聞そのものを根據にして弾劾することではなく、訴人姓名の省略、あるいは隱蔽という弾劾制度上の一方式として認識されていたことをしめしている。

もし「風聞奏事」の實態がそのようなものであるとすると、かような方式の存在は御史彈劾の機能や性格について、さまざまな議論を提供することになるはずであるが、その議論のまえに、はたして六朝の「風聞奏事」はその方式のことであるのかどうかを確認しておかねばなるまい。

こころみに南朝の例のいくつかをみてみよう。たとえば『文選』卷四〇彈事には、任昉「奏彈曹景宗」・「奏彈劉整」、沈約「奏彈王源」という三通の奏彈文がおさめられている。最初の一通は刺史の前線での敗戦の責任をとうものであるが、

あとの二通は、前者が故劉寅家の遺産争いでの劉整の横暴ぶりを、後者が王源とその子の家柄に背反した婚姻を弾劾するもので、民事という點で彈劾の性格が似通っている。それゆえこの後二者を比較してみると、前者は訴人である劉寅の妻が御史臺に訴狀によつて訴え出たことをうけての事情聴取と彈劾であることを明記する、⁽¹⁵⁾したがって通常の彈劾とみられるのに對して、後者は王源家の破廉恥的罪狀を風聞から説明しはじめており、これが「風聞奏事」であるが、前引摘録であきらかなようにそこに訴人の名がない。

この兩者をさらに比較してみると、前者は當事者たる寡婦が訴えたところの當事者の財産にかかるいわば個人的訴訟であるのに對して、後者の王源家の婚姻は、名族にかぞえられる東海の王氏に對するものであり、しかも當時の各家の家の評價や士庶の身分問題に關連する、いわば體制の本質にかかわる問題であつた。しかも、現實には當人たちがそれを合法と認識していたらしく、また奏彈文で沈約が強調するように、家譜の詐欺や賣買による家柄の詐稱が横行する時代への警鐘としての性格を、この奏彈はもっている。したがって、だれかある個人が密告提訴したというよりは、御史中丞が體制の根幹にかかわる問題として、自主・主體的に彈劾したとみるのが妥當であらう。

かくして『文選』の奏彈文二例の比較からみると、「風聞奏事」がじつは單なる噂に基づく彈劾ではなく、風聞にことよせた訴人姓名の省略、さらには隱蔽をすら目的としたものであり、あるいはそれを彈劾の口實とした可能性を否定しきれない。このほかの例においても、一切訴人の姓名はみられないばかりか、右の可能性を傍證するような事例すらみられる。それは皇帝から御史中丞へのはたらきかけによる「風聞奏事」である。上が御史中丞をして奏せしめたと明記する劉祥・謝超宗（『南齊書』卷三六本傳）の例はもとより、梁武帝の不興をくんでなされたらしい任昉の范曄に對する奏彈（『梁書』卷一六王亮傳）などは、具體的な訴人を設定せず、奏彈することのみを目的になされたものとみなしてまちがいない。また、宿怨のあつた徐陵を汚職の咎で奏彈した劉孝儀の例（『陳書』卷二六本傳）などもこれに類して、訴人の省略というよりは、風聞を口實にした枉訴の例とよむことができる。

一方の北朝の例は、南朝のような具體的なものがすくなく、その意味での検討は十分にはおこなえないが、逆にさきに祝氏の議論として紹介したように、「風聞奏事」がしばしば枉濫を生じ、ために事實確認が不可缺のものという認識が朝廷にあらわれたことからみて、明確な根拠もないまま單なる傳聞によつてのみ彈劾するというにとどまらず、口實としてこれを濫用するという現象が存在したことがうかがわれよう。『魏書』卷七七辛雄傳⁽¹⁶⁾によれば、正始中、廷尉少卿袁翻なるものが、「罪を犯すの人、恩を經、訴を競い、枉直明らかにし難き」により、「曾て風聞に染まる者は、曲直を問わず、推して獄成ると爲し、悉く斷理せず」と上奏したという。風聞にかかった者については、判決済みとして、改めて審理しないとは強引であるが、このことは風聞の濫用のさまと、事實調査が困難であつたことを明示している。辛雄は「若し傳聞を即ち證と爲さば、則ち理に於いて太だ急なり」と、傳聞だけの提訴をとりあげることに疑問を呈しているが、傳聞を據り所にするだけではなく、訴人が虚偽の提訴をおこなうことに端を發する枉濫も存在したのである。訴人がないにもかかわらず、姓名を略したごとくによそおつて意圖的に枉濫を生じさせることもあつたであろう。この點は南朝と共通するが、ただ、北朝に風聞の裏づけという觀點が生じていることには注意が必要である。

ところで、「風聞奏事」にそのような官人の地位・生命を危険にさらす可能性が内包されているのであれば、當然その枉濫を防ぐために、その濫用に對する一定の規制が存在したとみるのが自然である。實際、北朝では事實確認の方式が議論されているのであり、先述のように、祝氏は「風聞奏事」といっても、御史中丞がみずから目睹したばあいをのぞくと、奏彈には根拠が必要であつたのだとされ、そのことは奏彈文における「攝」、すなわち證人喚問の實施によつて明示されているとのべている。⁽¹⁷⁾

たしかにこれは合理的な理解である。にもかかわらず、その「攝」をやや仔細に検討してみると、むしろ「攝」の設定は、風聞を事實として立證するためでなく、「風聞奏事」が確固とした客觀的根拠に基づいていることを印象づける單なる形式にすぎないのではないかとこの疑問をぬぐいきれなくなるのである。いま南朝の「攝」の例五例⁽¹⁸⁾について、「攝」さ

れた人物がどのような立場にあるかをみてみると、白從、白從左右、門生、宅督、媒人となる。白從・門生・宅督などは、この當時は無位無官で有力者に寄食する存在であり、その主人が弾劾された後、御史臺に喚問されたけれども、まがいなく失脚没落の途についた主人に殉じて、御史臺奏彈の罪科を否定するような證言をはたしてなしたであろうか。かれらは御史臺側の證人なのである。また、その辨問の内容は、奏彈されたものたちの日常生活における私的な言動にかかわるものがほとんどで、眞の意味での事實確認とみられるものは⁽¹⁹⁾すくない。

ちなみに、北朝における唯一の「風聞奏事」の奏彈文の實例である石榮・抱老壽のばあいは、奏彈された本人自身が「攝」せられ、しかも「鞠問」されている。これは御史臺の主張を裏づけるための「攝」でしかない。

このような風聞の事實確認としての「攝」の實情をみるかぎり、この「攝」の存在は風聞が事實であることを立證するためのもの、したがって「風聞奏事」が明白な根據なしに、まさしく風聞のみでの奏彈は許されなかったことをしめすのではなく、かえって風聞が事實であるという御史臺の主張を立證するための巧妙な形式にすぎないことをしめしているのである。

以上の検討から、「風聞奏事」には、訴人姓名の省略はもとより、さらにすすんでその隱蔽、枉訴の口實の側面がたしかにあることが了解されたであろう。しかしながら、それが「風聞奏事」のすべてではもとよりない。そのことを『宋書』卷四二王弘傳の記事から検討してみよう。この記事はすでにのべたように、周一良氏が尙書僕射の「風聞奏事」の例として論究されたものである。まずこの記事をやや詳細に要約しておく。義熙一二、三年頃、尙書僕射領選王弘が、謝靈運を奏彈した。その直接の罪科は、謝靈運がその愛妾と力士の桂興なるものの密通により、桂興を殺害して江に投棄したというものであった。ただ、この奏彈は、謝靈運に對するだけではなく、御史中丞の王准之にもむけられていた。御史中丞は「風聲」がかまびすしいのに、彈擧しなかった。知っていたのであれば情實、知らなかったのであれば愚昧であるというのである。そして、前述のように「風聲を用いて擧彈するを得」ないのが「内臺の舊體」ではあるが、このことは

明白な事實として朝野に流布されたものであるから、あえて拱手黙然とはしない、と尙書僕射として擧彈する意圖を明言する。⁽²⁰⁾

この王弘の事例は、風聞の語はみえないものの、内容からみて御史中丞の「風聞奏事」の存在をしめす最初の記事である。ここではまず、それを風聞とはいわず、風聲といっていることにとりあえず留意をうながしておきたい。それはとにかく、これは御史中丞の奏彈は風聲に基づいておこなわれうが、尙書僕射はそうでないこと、この事件のばあいは、謝靈運の罪科は風聲ではあつても明白な事實とみとめられると王弘が判斷し、それゆゑ風聲擧彈がゆるされていない尙書僕射の立場で奏彈におよんだという事例である。この風聲は、王弘が異例の尙書僕射擧彈にふみきつたことからみて、まさしく當時流布されたうわさそのもの、しかも信憑性が高いと判斷されたうわさに相違あるまい。風聞の語がないゆゑ、これを南朝の「風聞奏事」と完全に同一のものとするのには慎重であらねばならないが、すくなくともこの風聲は、ここまですてきたような訴人姓名の省略隱蔽のためのものでないことはたしかである。ただし、この事例で注意すべきことは、王弘のいうようにこの事件がそれほど世人周知のことであるならば、證據をあつめ、「内臺の舊體」を逸脱せずに提訴することもできたはずなのに、なぜ風聲を根據にしたのかということである。

ここでふたたびさきにのべた「風聞奏事」の訴人姓名の省略、隱蔽、枉訴の口實という側面をかんがえてみると、そのようなある意圖によつて歪曲された奏彈は皇帝主導の疑獄でもないかぎり、官人層や一般社會の理解を得られまい。しかし、現實に風聞による奏彈はおこなわれ、一定の效力を發揮しているのである。というよりはある種の奏彈には風聞を標榜することが必須であり、皇帝主導の奏彈ですら、風聞を口實にせざるをえなかったというべきであつて、そこには風聞のある種の力を感得せざるをえない。やはりこは、奏彈からいったんはなれて、あらためて風聞とは何かを検討すべきところであらう。

三 「風聞」の本質

すでにみてきたように、「風聞奏事」を正當化しうるためには、風聞そのものに、口實などとは異質の、特定の意味がそなわっていないかなければなるまい。そして、「風聞奏事」が洪邁のいうように晉宋以後のものであるとすれば、風聞の特定の意味は、晉宋以後の時代の歴史的 성격と密接にかかわってくるはずである。

とりあえず、南朝における「風聞奏事」の實例から、風聞がいかなる内容なのかをその奏彈による處斷もあわせて一瞥してみよう。⁽²¹⁾

- 一 前廣州刺史韋朗 在任中、州内で銀塗漆屏風などの奢侈品製作 免所居官
- 二 竟陵王征北諮議參軍領記室謝超宗 性質輕薄、朝政誹謗、言辭不遜 免所居官收付廷尉法獄治罪
- 三 臨川王驍騎從事中郎劉祥 言辭不遜、朝政批判、亡兄廣州刺史の歸葬を途中で放棄 免官付廷尉
- 四 平東將軍吳郡太守沈文季他縣令等 唐寓之の亂における反亂軍に敗戦、または抵抗を放棄 禁止視事如故および贖罪

- 五 王源 士庶不明の家との通婚、その婚姻の聘資による納妾 免所居官 禁錮終身禁止視事 「官品應黃紙」
- 六 征虜將軍太子左衛率蕭穎達 魚軍税の要求 免所居官
- 七 尚書左丞范曄 人物の褒貶失當（現司徒を誹謗、前尚書令を過度に賞賛） 免所居官 「位應黃紙」
- 八 豫章內史伏嘏 人事に對する不滿から、妹の迎葬と稱して辭職、內史を授けられて辭退せず 免所居官
- 九 上虞令徐陵 縣令として汚職 免官

南朝における「風聞奏事」は以上ですべてである。これらのうち、四の事例の風聞は他の例と異なり、その風聞内容は、反亂時の地方行政官の逃亡や抵抗など、反亂への對抗という地方官長の現實の職責についてのものであるが、これ以外は、

現任の官職の職務職責に對するものというよりは、ひろく士人としての言動の善惡當否にかかわるものであるといえよう。しかもその言動は、偏狹な對人關係、人物評の失當、朝政誹謗など、すぐれた人士にあつてはならない道義的問題に關するものが多い。そしてその典型が、當時の士庶の秩序をみだしかねない王源父子の婚姻問題であつた。そうすると、風聞は官人職掌に對してよりは、士人の存在の根據に對してなされる、士庶の秩序の根幹にかかわるものごとであるのではないかという推測が可能となる。その推測は、これらの風聞の對象となつた諸人が、たとえば王源に對して奏彈者の沈約がのべたように、ある程度以上の社會的地位をもつものたちであつたということによつて、より強いものになる。

南朝に對して北朝の例はそれほど多くないが、御史中尉奏彈文がのこる唯一の事例である『魏書』閹官抱老壽傳では、風聞の内容は「室を易えて姦す」という醜聞で、それが「禮を犯し、化を傷つく」ものと明言されている。しかし、このほかの例は、御史中尉李彪が趙郡王幹を奏彈するのに、幹の「貪淫にして、典法に遵わず」という風聞をもちいたこと、通直散騎常侍兼知度支崔樞なるものが、度支に受納の風聞あるにより御史の彈劾をうけたことが史書にのこるだけである。⁽²²⁾この三例、第三の例は博陵の崔氏という名門官人の汚職で、南朝の第九の例と類似しているが、前二者は宦官や宗室の姦事、貪淫の疑惑で、同じ風聞でも南朝と懸絶した内容である。南北のこの差はのちにまたとりあげることになるが、ここでは、とくに南朝の風聞の意味について、さらに検討をつづけたい。

風聞の意味についてしばしば言及されるのは、『漢書』卷九五南粵王傳の顏師古注にいう「風聞は風聲を聞くことなり」⁽²³⁾である。すでにふれたように、南朝最初の「風聞奏事」の例とみられる『宋書』王弘傳でも、焦點となつてゐたのは風聞ではなく風聲であつたから、風聲が特定の意味をもつことによつて「風聞奏事」が成立すると豫測することが可能である。では風聲とはなになのか。

風聲には、單なる消息、風の便りの意味だけではなく、古典以來、風俗や教化、聲望という意味がある。⁽²⁴⁾そしてその意味での風聲は、漢末以後にまみられる。たとえば、『漢書』卷七二卷首に、園公などの逸民の名をあげ、「皆、未だ嘗て

仕えず、然れども其の風聲は以て貪を激し俗を厲ますに足る。」といい、『後漢書』傳五六陳蕃傳論に、「桓靈の世、陳蕃の徒の若きは、威な能く風聲を樹立し、僭俗に抗論せり。」というようなものであるが、すすんで晉にはいと、『晉書』卷三四杜預傳に、「己丑詔書考課成り難きを以て、薦例に通じるを聽す。薦例の理、即ち亦風聲に取る。」といい、同書卷三五裴楷傳に、「帝問いて曰く、朕天に應じ時に順い、海内更始す。天下の風聲、何をか得、何をか失う、と。」などという風聲があらわれる。前者は人事に關する、後者は王朝交替に關する社會内部の價值判斷の論議である。このような風聲は、もはや噂、消息の類ではありえない。それはこの當時の社會に流布される、一種の影響力ないし規制力をもった世論というべきであろう。

風聲が奏彈の對象となつた最初の例が、すでに言及した王弘の謝靈運彈劾である。その風聲の内容は、かれの愛妾密通に起因する殺人、死體投棄事件であつた。ただ、王弘のもとめた「所居の官を免じ、臺に上して爵土を削り、收えて大理に付して罪を治せ。」という處罰に對して、劉裕は寛大にも免官に止めているところからみて、これは通常の殺人事件のあつかいではなかつたようである。仔細に王弘の主張を吟味すると、この醜穢な事件は謝靈運自身の「閭閻を防閑する能わず」、すなわち妻妾監督の遺漏が招いたと斷言しているが、もちろん發端は被害者の行動にあつたのであり、司直による處斷になじまなかつたのではないかと推測される。あるいは、この件は證據をあげ明白な犯罪として處理するよりは、むしろ一種の破廉恥な醜聞として處理するところにねらいがあつたともかんがえられる。風聲を根據にしたのは、これが單純な刑事事件ではなく、謝氏のような階層身分にとつてありうべからざる事件ということを印象づけるためではなからうか。そうであるならば、風聲は一種の社會的秩序維持のための規範ということになる。

つぎに風聞による奏彈の求刑についてみると、「免所居官」が大半で、それに附隨して「收付廷尉」などの措置がもたれられているが、王源と范縝のばあいだけに、「源官品應黃紙」「縝位應黃紙」という措置が附加されている。この措置は、「風聞奏事」のこの二例にみられるだけで、これ以外に多數ある南朝の御史中丞奏彈文には一切みえないものであり、し

たがって、「風聞奏事」の性格にもかかわるものと豫測できる。當時の黄紙には、司徒が管理する郷品登録簿の意味があり、⁽²⁵⁾「免所居官」のあとにこれが附加される意味は、現任官を免官した後、かれらの基本身分を「黄紙に應ず」、つまりは黄紙登録の官人としての初源的身分に差し戻すということであろうとかんがえたい。すなわちこの措置こそは、他の奏彈と異なり、「風聞奏事」が、官僚的世界だけではなく、士人の世界にまでおよぶものであることを明示しているのである。⁽²⁶⁾ちなみにいえば、既述のように、奏彈としての風聞は提訴の枉濫の可能性をはらんでいた。しかし、奇妙なことに北朝と異なり、南朝の「風聞奏事」には、それについての議論は一切みられない。あからさまな口實にみえる風聞であっても、その正當性が保證されているかのごとくである。それは風聞が出現した、あるいは風聞を出現させてしまったことが、すでに士人として失態であり、さらには風聞と標榜された時點で、もはや拂拭しえない汚點を背負うことになるからであるとかんがえられる。

風聲という表現から感得される、風という特異な媒體による情報傳達の方式は、その起點が不分明で、社會における不特定多數を傳達の對象とし、また不特定多數がその傳達にかかわるといふ點、あるいはすくなくともそのように装っている點で、後漢以後の郷論、清議や中正配下の訪問が採取する人物評と、その存在形態が極似する。郷論清議は、士人階層の社會的秩序における支配者的位置を維持するために、士人の倫理を淨化し、強化しようとした社會的規範であつたし、訪問が採取する人物評とは、基本的に士人の郷里社會における日常世界の觀察結果である。そして、右にのべたところからすれば、風聲にもそれに似たような意味があつたとみられるのである。

四 「風聞」の機能

王弘の言によれば、御史中丞はつねに風聞を探知する職務上の義務をもち、他人が知りえた風聞を知らないのは愚昧、また風聞が発生すれば職責としてかならずそれを聽採し、奏彈しなければならぬのである。このことは、南朝を通じて、

御史中丞に要請されたものと理解してよいであろう。このような御史中丞の職務は、先述のような「風聞奏事」のさまざまな實情を考慮すると、當時の御史中丞の政治過程における特異な重要性を明示することになる。すなわち、御史中丞は普段の物情探索から始めて、ばあいによつては意圖的な枉濫すら可能にするような職務権限を有していることになるのである。しかも探索の対象は、犯罪行為に止まらず、士人の日常の言動にまでおよぶものである。これは士人出身の官人層に多大の脅威をあたえたものと推測できる。

このことは、南朝の政治過程における御史中丞の意義にかかわる問題であるが、とくにその士人監視の機能と皇帝權力との関連などは、南朝貴族制の理解にかかわる問題としてすでに魏晉南朝の御史中丞の制度史的研究で言及されている⁽²⁷⁾。しかし、ここでむしろ注目してみたいのは、士人の監視統制の手段として、風聞や風聲が用いられた意味である。風聞が前節でのべたようなものであるならば、それは士人を頂點とする社會秩序のなかで士人自身によつて運営さるべきものである。そうであつてはじめて、それは主體的な秩序維持のための規制力たりうる。しかし、「風聞奏事」はその士人を頂點とする社會秩序に御史中丞が介入することを意味する。それは換言すれば、社會秩序に對する政治的權力の介入であるが、御史中丞による風聞を標榜しての奏彈は、士人の抵抗をやわらげ、介入を容易に、もしくは可能にするための方策であつたとかんがえられるのである。

ところで、風聞の機能については、なお論すべき問題がある。それは既述のような、「風聞奏事」の淵源に、後漢の「謠言黜陟」があるとする見解に關してである。「謠言黜陟」の實情が「彊者は怨を爲して、舉奏せられず、弱者は道を守りて、陥毀せらるること多く」、「貴戚を回避するものであつたことは曹操の認識のとおりであり、その後この制度がどうなつたのかは、あきらかではない。謠言はこの後もしきりに史書にはあらわれるが、それは文意不明の預言としてであり、地方官の黜陟にかかわるものとしてではない。

ところが『世說新語』規箴篇(『晉書』卷八三顧和傳略同)⁽²⁹⁾に、以下のような話がつたわる。王導が揚州刺史となつたとき、

八部従事を各管郡に派遣した。⁽³⁰⁾ 従事であつた顧和も出て還り、諸従事が同時に王導に謁見した。時に諸従事は各人が郡太守の得失を奏上したが、顧和ひとりが無言であつたので、王導が顧和におまえは何を聞いたのかと問うたところ、その答に、明公が政治を輔佐すれば、政綱は吞舟の巨魚をも漏らすほどよいのに、「何に縁りてか風聞を采聽し、以て察察の政を爲さん」とあつたので、王導は咨嗟稱賛したという。これによれば、東晉初頭、謠言採取に似て、風聞採取の地方長官監察方式が存在しているのを知る。察察の政とは、『老子』の「其の政察察、その民缺缺」に基づき、煩瑣な監察による地方行政の統制をいうのであり、それは寛容で知られた王導の施政方針と異なろう。『晉書』卷八二孫盛傳⁽³¹⁾にも、東晉中期のこととして「州は従事を遣わして風聲を觀採す」という一文があり、さらにくだつて、『太平御覽』卷七七「宋元嘉起居注」⁽³²⁾には、會稽従事が揚州刺史に、會稽郡管下餘姚縣の縣令が奢侈品を造作したという風聞を報告し、おそらくそれをうけた揚州刺史が、中央政府に上呈して、有司（尙書）から奏されている。周氏はこれも前述の王弘の端右奏彈の一例とされるが、したがうべきであろう。『元嘉起居注』には、一方で御史の「風聞奏事」の例があり、⁽³³⁾ 元嘉年間には王弘の提言をうけて、いづれも風聞による尙書と御史中丞兩者の奏彈がおこなわれていたことになる。その内、尙書の奏彈がすたれ、梁の天監元年に復活の詔がでたことは既述のとおりである。しかし、同時に元嘉以後、刺史と部従事による風聞採取、あるいはそれに基づいた御史奏彈の例は南朝ではみられない。あえて類例をあげれば、梁になつて、縣令として賊汗の咎の風聞で奏彈された徐陵がそうであるが、これも御史が監察に出向いて奏彈したのではなさそうである。

これに反して、北朝のばあいには、御史の出使と、それによる地方官の監察・彈劾はとくに顯著な現象のようにみえる。それはすでにみた例でいえば、『魏書』高道穆傳に、「竊かを見るに、御史出使すれば、悉く風聞を受く。時に罪人を獲たりと雖も、亦枉濫無きにしもあらず。」とあつて、その對策として廷尉が司直を派遣して御史とともに行かしめることを提案していた。これは北魏末年の莊帝のころのことであるが、『魏書』卷八世宗紀正始二年秋七月甲戌の詔にも、

今、大使を分遣し、方を省て巡檢せしめ、其の愆負の風響と相符する者に隨いて、即ち糾黜を加え、以て雷霆の威を

明らかにし、以て旄軒の擧を申べよ。因りて以て風を觀、俗を辨え、功過を採訪し、賢者を褒賞し、淫慝を糾罰し、窮まれるを理め、弊れるを恤れみ、以て朕が心に稱え。

とあつて、使者の地方派遣と、風響の聽探を命じている。あるいはまた、同書卷四七盧昶傳に、

昶奏して曰く、……守宰の暴貪は、魏闕に風聞あり。

というように、地方官長の失政はただちに風聞にあらわれるのであり、もしくは風聞によつてそれを公然化することがゆるされていた。⁽³⁴⁾ 北魏が地方政治の一端として、地方官長の監察の強化を意圖し、その具體的方法に風聞もしくは風響をもちいたことが理解されよう。

そして以下に舉例するように、風響による地方官彈劾の例はすくなくないのである。⁽³⁵⁾

太和初め、名家の子を以て擢んでられて中散と爲り、宰官に遷る。南安王楨に貪暴の響有り、中散閭文祖を遣して長安に詣りて之を察せしむ。文祖楨の金寶の賂を受け、楨の爲に隱して言わず。事發し、之に坐す。〔『魏書』卷五〇慕容白曜傳附弟子契傳〕

景明初め、冠軍將軍南徐州刺史に除せらる。……後本將軍を以て東徐州刺史に除せられ、治は刑に任じて民の怨む所と爲り、受納の響有り、歲餘にして、御史中尉李平の彈する所と爲るも、赦に會いて免がる。〔同書卷七一王世弼傳〕

正始中、光州刺史と爲る。受納の響有り、中尉王顯の劾する所と爲り、終に雪免さるるを得たり。〔同書卷三八王慧龍傳附子瓊傳〕

このような方式は、『北齊書』卷四七酷吏畢義雲傳に、文宣帝の代、御史中丞畢義雲が、かつてかれを奏彈した尙書左丞司馬子瑞に報復するため、子瑞の從兄が刺史を務める州に御史を派遣して「風聞を采」ろうとしたとあることから、北齊にいたつてもおこなわれていたことがわかる。

このような風響を用いた地方官長に對する監察の方式の存在は、傳聞情報による奏彈が内包する枉濫の危険性や、起點

や傳達者が特定しがたいという傳聞の性格を想起すると、北朝におけるきわめて嚴しい地方支配の志向をしめすものといえる。

ここにいたって、その両者が互用され、もしくは同義であるという見解もあつた風聞と風響の關係について、あらためて整理する必要がある。現象的にみれば、南朝の風聞はその對象がおおくは士人であり、またその内容が道義的もしくは倫理的問題であつたのに對して、北朝の風響は、地方官長を對象に、その執務態度や施政の實情に對して出現するものである。これをあえて單純化すれば、南朝の風聞は社會秩序のなかで機能し、北朝の風響は官僚制度のなかで機能するということになる。北朝が風聞ということばにかえて風響をもちいるのは、すでにそのようなものとしての傳統をもつ風聞とは異なる意味と機能をもたせたかつたからであるという推測も可能であらう。

む す び

「風聞奏事」はたしかに洪邁のいうように、東晉以後に顯現する現象であつた。それはこの時代の歴史的な社會秩序や政治體制を反映し、したがって、當時の社會秩序や政治體制のありかたにかかわる問題ととらえることができる。

しかもそこには、南朝と北朝という、社會秩序も政治體制も異質な二つの世界の特色があらわれている。風聞の名のものとに規制されるものごとが、南朝と北朝で異なり、南朝ではそれは、士人社會内部の規制力であり、北朝では官僚制運営の監察の一方式として機能していたのである。後者も東晉ではその方式が存在したが、永續することのないまま、風聞の對象は士人社會内部へとむかい、その南朝のような風聞は北朝にはあらわれなかつた。北朝では風聞の根據が大きな問題であつたのに對して、南朝では風聞そのものの發生がすでに問題視されたが、このような違いにも、南北の風聞の對象や性格とその機能する場の差がしめされている。

「風聞奏事」の存在は、このような南北間の差を前提にしていえば、南朝においては、士人を頂點とする社會秩序に對

する政治的權力の介入の志向を意味し、北朝においては、厳格な地方支配體制の維持運営への志向を意味する。そしてこの兩者は、まさしく南北兩政權が直面していた政治的課題であつたのである。

最後に指摘しておきたいのは、このような傳聞を根據とする政治手法の傳統と變質に關する問題である。「風聞奏事」の淵源が後漢の謠言による黜陟にあることは、周氏の見解のとおりである。その方式がおもに北朝に繼承されていることは、本稿で論じた重點の一つでもある。問題は、それがなぜ謠言から風聲、風聞、風響にかわつたのかという點である。これについては、いまのところおおまかな豫測の段階でしかないが、傳聞の機能する場と機能の性格が變化したのではないかとかんがえたい。すなわち謠言は一般社會全體を基盤とする傳聞であり、自然現象や豫知預言をもふくむ内容をもつが、風聲風聞は本稿でのべたように、士人社會を基盤とするものであり、その内容も人倫や道德に關するものが大半である。風響はあるいは謠言に似た基盤であつたかもしれないが、内容はやはり官人としての職務職責や執務態度が中心である。このような傳聞の性格の違いは、おそらく社會構成の歴史的展開の中で生じたものと推測できるが、このこと全體はなお今後の具體的な分析を必要とするものである。

註

(1)

『容齋四筆』卷二「御史風聞の原文全文は以下のとおり。
御史許風聞論事、相承有此言、而不究所從來、以予考之、蓋自晉宋以下如此、齊沈約爲御史中丞、奏彈王源曰、風聞東海王源、蘇冕會要云、故事御史臺無受詞訟之例、有詞狀在門、御史採狀有可彈者、即略其姓名、皆云風聞訪知、其後疾惡公方者少、遞相推倚、通狀人頗壅滯、開元十四年、始定受事御史人知一日効狀、遂題告事人名、乖自古風聞之義、然則向之所行、今日之短卷是也、二字本

見尉佗傳、

これに言及された沈約の「奏彈王源」は註(3)參照。

『唐會要』卷六〇の原文は以下のとおり。

故事、御史臺無受詞訟之例、有詞狀在門、御史採有可彈者、即略其姓名、皆云風聞訪知、其後御史疾惡公方者少、遞相推倚、通狀人頗壅滯、至開元十四年、始定受事御史人知一日効狀、遂題告事人名、乖自古風聞之義、至今不改、

蘇氏駁曰、御史臺正朝廷綱紀、舉百司案失、有彈邪佞之文、無受詞訟之例、今則重於此而忘於彼矣、

【唐會要】に類する記事は、『新唐書』卷四八百官志三に、つぎのようにある。

故事、御史臺不受訟、有訴可聞者、略其姓名、託以風聞、其後、御史嫉惡者少、通狀壅絕、十四年、乃定授事御史一人、知其日劾狀、題告事人姓名、其後、宰相以御史權重、建議彈奏先白中丞大夫、復通狀中書門下、然後得奏、自是御史之任輕矣、

なお、胡澹澤『唐代御史制度研究』（一九九三、臺北）

四九頁には、この『會要』記事を引用しての唐代の「風聞奏事」に關する言及があるが、この制度の晉宋代についての研究は、周・祝兩氏のほかにはみられないようである。

(2) 周一良「風聞奏事」『魏晉南北朝史札記』（一九八五、北京）二七三頁、祝總斌「魏晉南北朝尚書左丞糾彈職掌考——兼論左丞與御史中丞的分工」『文史』三三輯（一九九〇）。

(3) 【文選】卷四〇沈約「奏彈王源」

給事黃門侍郎兼御史中丞吳興邑中正臣沈約稽首言、……自宋氏失御、禮教雕喪、衣冠之族、日失其序、姻婭淪雜、罔計斯庶、販鬻祖會、以爲賈道、明目瞋頰、曾無愧畏、……風聞東海王源、嫁女與富陽滿氏、源雖人品庸陋、青實參華、曾祖雅、位登八命、祖少卿、內侍帷幄、父瑒、升采儲闈、亦居清顯、源頻叨諸府戎禁、豫班通微、而託姻結好、唯利是求、玷辱流輩、莫斯爲甚、源人身在遠、輒攝媒人劉嗣之到臺辯問、嗣之列稱、吳郡滿璋之、相承

云是高平舊族、寵奮胤胄、家計溫足、見託爲息、覺覺婚、

王源見告窮盡、即索璋之簿閱、見璋之任王國侍郎、驚又爲王慈吳郡正閭主簿、源父子因共詳議、判與爲婚、璋之下錢五萬、以爲聘禮、源先喪婦、又以所聘餘直納妾、如其所列、則與風聞符同、竊尋璋之姓族、士庶莫辨、滿奮身殞西朝、胤嗣殄沒、武秋之後、無聞東晉、其爲虛託、不言自顯、王滿連姻、寔駭物聽、潘楊之睦、有異於此、且買妾納賸、因聘爲資、施衿之費、化充牀第、鄙情贅行、造次以之、糾慝繩違、允茲簡裁、源即主、臣謹案、南郡丞王源、忝藉世資、得參纓冕、……臣等參議、請以見事免源所居官、禁錮終身、輒下禁止視事如故、源官品應黃紙、臣輒奉白簡以聞、臣約誠惶誠恐、云云、

なお傳統的な訓讀では、風聞をほのかに聞くと讀むようであるが、本稿では、風聞と連稱することにしたい。

(4) これに類する事例をふくめ、原文の要點部分を以下にかける。

【南齊書】卷三六謝超宗傳

永明元年、敬兒誅、超宗謂丹陽尹李安民曰、往年殺韓信、今年殺彭越、尹欲何計、安民具啓之、上積懷超宗輕慢、使兼中丞袁象奏曰、風聞征北諮議參軍謝超宗、根性浮險、率情躁薄、仕近聲權、務先諂媚、人裁疎黜、亟便詆賤、卒然面譽、旋而背毀、疑聞台賢、每窮詭舌、訕貶朝政、必聲凶言、腹誹口謗、莫此之甚、不敬不諱、罕與爲二、輒攝白從王永先、到臺辨問、超宗有何罪過、詣諸貴皆有不遜言語、並依事列對、永先列稱、主人超宗恒行來詣諸

貴要、每多觸忤，言語怨懟，與張敬兒周旋，許結姻好，自敬兒死後，惋歎愀恨，今月初詣李安民，語論張敬兒不應死，安民道敬兒書疏、墨迹炳然，卿何忽作此語，其中多有不遜之言，小人不悉盡羅縷諱憶，如其辭列，則與風聞符同，超宗罪自己彰，宜附常准，……請以見事免超宗所居官，解領記室，輒勒外收付廷尉法獄治罪，超宗品第未入簡奏，臣輒奉白簡以聞，

【南齊書】卷三十六劉祥傳

有以祥連珠啓上者，上令御史中丞任遐奏曰，祥少而狡異，長不悛徙，請謁絕於私館，反臂彰於公庭，輕議乘輿，歷貶朝望，肆醜無避，縱言自若，厥兄浮櫬，天倫無一日之悲，南金弗獲，嫂姪致其輕絕，孤舟復反，存沒相捐，遂令暴客掠奪骸柩，行路流歎，有識傷心，攝祥門生孫狼兒，列祥頃來飲酒無度，言語闖逸，道說朝廷，亦有不遜之語，實不避左右，非可稱紙墨，兄整先爲廣州，於職喪亡，去年啓求迎喪，還至大雷，聞祥與整妻孟爭計財物瞋忿，祥仍委前還，後未至鵲頭，其夜遭劫，內人並爲凶人所淫略，如所列與風聞符同，請免官付廷尉，

【南齊書】卷四四沈文季傳

御史中丞徐孝嗣奏曰，風聞山東羣盜，剽掠列城，雖匪日而殄，要覽于王略，郡縣關攻守之宜，倉府多侵耗之弊，舉善懲惡，應有攸歸，吳郡所領鹽官令蕭元蔚桐廬令王天啓新城令陸亦奮等，縣爲白劫破掠，並不經格戰，委職散走，元蔚天啓還臺，亦奮不知所在，又錢塘令劉彪富陽令何洵，乃率領吏民拒戰不敵，未委歸臺，餘建德壽昌在劫

斷上流，不知被劫掠不，吳興所領餘杭縣被劫破，令樂琰乃率吏民徑戰不敵，委走出都，會稽所領諸暨縣，爲劫所破，令陵琬之不經格戰，委城奔走，不知所在，案元蔚等妄藉天私，作司近服，昧斯隱慝，職啓虔劉，會稽郡丞張思祖謬因承乏，總任是尸，涓誠芻效，終焉無紀，平東將軍吳郡太守文季征虜將軍吳興太守西昌侯鸞，任屬關河，威懷是寄，輒下禁止彪琰洵思祖文季視事如故，鸞等結贖論，

【梁書】卷一〇蕭穎達傳

遷征虜將軍，太子左衛率，御史中丞任昉曰，臣聞貧觀所取，窮視不爲，在於布衣，窮居介然之行，尚可以激貪厲俗，悼此薄夫，況乎伐冰之家，受雞豚之利，衣繡之士，受賈人之服，風聞征虜將軍蕭穎達，啓乞魚軍稅，輒攝穎達宅督彭難當到臺辨問，列稱尋生魚典稅，先本是鄧僧琰啓乞，限訖今年五月十四日，主人穎達于時謂非新立，仍啓乞接代，僧琰，即蒙降許登稅，與史法論一年收直五十萬，如其列狀，則與風聞符同，穎達即主，臣謹案征虜將軍，太子左衛率作唐縣開國侯臣穎達……臣等參議，請以見事免穎達所居官，以侯還第，

【梁書】卷一六王亮傳

高祖不悅，御史中丞任昉因奏曰，臣聞息夫歷詆，漢有正刑，白褒一奏，晉以明罰，況乎附下訕上，毀譽自口者哉，風聞尚書左丞臣范縝，自晉安還，語人云，我不詣餘人，惟詣王亮，不餉餘人，惟餉王亮，輒收縝白從左右萬休到臺辨問，與風聞符同，又今月十日，御餞梁州刺史臣珍國，

宴私既洽，羣臣並已謁退，時詔留侍中臣昂等十人，訪以政道，續不答所問，而橫議沸騰，遂貶裁司徒臣肅，褒舉庶人王亮，臣于時預奉恩留，肩隨並立，耳目所接，差非風聞，竊尋王有猶豫，親御軒陛，義深推轂，情均湛露，酒闌宴罷，當晨正立，記事在前，記言在後，軫早朝之念，深求瘼之情，而續言不遜，妄陳褒貶，傷濟濟之風，缺側席之望，不有嚴裁，憲准將頹，續即主，臣謹案，尙書左丞臣范績，衣冠緒餘，言行舛駁，……臣等參議，請以見事免績所居官，輒勒外收付廷尉法獄治罪，應諸連逮，委之獄官，以法制從事，續位應黃紙，臣輒奉白簡，詔問可。

『梁書』卷五三良吏伏嘔傳

時始興內史何遠累著清績，高祖詔擢爲黃門侍郎，俄遷信武將軍監吳郡，嘔自以名輩素在遠前，爲吏俱稱廉白，遠累見擢，嘔遷階而已，意望不滿，多託疾居家，尋求假到東陽迎妹喪，因留會稽築宅，自表解，高祖詔以爲豫章內史，嘔乃出拜，治書侍御史虞囡奏曰，……風聞豫章內史伏嘔，去歲啓假，以迎妹喪爲解，因停會稽不去，入東之始，貨宅賣車，以此而推，則是本無還意，嘔歷典二邦，少免貪濁，此自爲政之本，豈得稱功，常謂人才品望，居何遠之右，而遠以清公見擢，名位轉隆，嘔深誹怨，形於辭色，輿居歎咤，寤寐失圖，天高聽卑，無私不照，去年十二月二十一日詔曰，國子博士領長水校尉伏嘔，爲政廉平，宜加將養，勿使悲望，致虧士風，可豫章內史，豈有人臣奉如此之詔，而不亡魂破膽，歸罪有司，擢髮抽腸，少自論謝，而循奉傲然，了無異色，嘔識見所到，足達此

旨，而冒寵不辭，吝斯苟得，故以士流解體，行路沸騰，辯跡求心，無一可恕，……請以嘔大不敬論，以事詳法，應棄市刑，輒收所近獄洗結，以法從事，如法所稱，嘔即主，臣謹案，豫章內史臣伏嘔，……臣等參議，請以見事免嘔所居官，凡諸位任，一皆削除。

『陳書』卷二六徐陵傳

中大通三年，（晉安）王立爲皇太子，東宮置學士，陵充其選，稍遷尙書度支郎，出爲上虞令，御史中丞劉孝儀與陵先有隙，風聞劾陵在縣贓汙，因坐免，久之，起爲南平王府行參軍。

(5)

『魏書』卷九四閹宦抱疑傳附從弟老壽傳

老壽凡薄，酒色肆情，御史中尉王顯奏言，風聞前洛州刺史陰平子石榮，積射將軍抱老壽恣蕩非軌，易室而姦，臊聲布於朝野，醜音被於行路，即攝鞠問，皆與風聞無差，犯禮傷化，老壽等即主，謹案，石榮籍貫兵伍，地隔宦流，處世無入朝之期，在世絕冠冕之望，……老壽種類無聞，氏姓莫紀，丐乞刑餘之家，覆養閹人之室，……請以見事免官付廷尉理罪，鴻臚削爵，詔可。

(6)

『魏書』卷一九中景穆十二王任城王澄傳

御史中尉東平王匡奏請取景明元年以來內外考簿吏部除書中兵勳案并諸殿最，欲以案校竊階盜官之人，靈太后許之，澄表曰，……又尋御史之體，風聞是司，至於冒類妄考，皆有處別，若一處有風謠，即應攝其一簿，研檢虛實，若差舛不同，僞情自露，然後隨以典刑，人孰不服，豈有移一省之案，取天下之簿，尋兩紀之事，窮畢世之尤，如此

求過、誰堪其罪、斯實聖朝所宜重慎也、靈太后納之、乃止、

『魏書』卷八八良吏裴佗傳

世宗親臨朝堂、拜員外散騎常侍、中正如故、轉司州治中、以風聞爲御史所彈、尋會赦免、轉征虜將軍中散大夫、また、同書卷七二賈思伯傳に、

肅宗時、徵爲給事黃門侍郎、因請拜掃、還鄉里、未拜、以風聞免、尋除右將軍涼州刺史、

というような例もある。

(7)

『梁書』卷二武帝紀中天監元年閏月條

詔曰、成務弘風、肅厲內外、寔由設官分職、互相懲糾、而頃壹拘常式、見失方奏、多容違情、莫肯執咎、憲網日弛、漸以爲俗、今端右可以風聞奏事、依元熙舊制、

(8)

『宋書』卷四二王弘傳

宋國初建、遷尙書僕射領選、太守如故、奏彈謝靈運曰、……世子左衛率康樂縣公謝靈運、力人柱興淫其嬖妾、殺興江湊、棄尸洪流、事發京畿、播聞遐邇、宜加重劾、肅正朝風、案世子左衛率康樂縣公謝靈運、過蒙恩獎、頻叨榮授、聞禮知禁、爲日已久、而不能防閑闔闥、致茲紛穢、罔顧憲軌、忿殺自由、此而勿治、典刑將替、請以見事免靈運所居官、上臺削爵土、收付大理治罪、御史中丞都亭侯王准之、顯居要任、邦之司直、風聲噂嗜、曾不彈舉、若知而弗糾、則情法斯撓、如其不知、則尸昧已甚、豈可復預班清階、式是國憲、請免所居官、以俟還散輩中、內臺舊體、不得用風聲舉彈、此事彰赫、曝之朝野、執憲蔑

聞、羣司循舊、國典既頽、所虧者重、臣弘忝承人乏、位副朝端、若復謹守常科、則終莫之糾正、所以不敢拱默、自同秉彝、違舊之愆、伏須准裁、高祖令曰、靈運免官而已、餘如奏、端右肅正風軌、誠副所期、豈拘常儀、自今爲永制、

なお、この事件は『宋書』卷六七謝靈運傳には、坐輒殺門生、免官、とあるのみである。

(9)

周一良前掲論文二七三頁參照。

(10)

祝氏前掲論文六一頁參照。

(11)

『魏書』卷七七高崇傳附子恭之(字道穆)傳

(御史中尉兼給事黃門侍郎)道穆又上疏曰、……竊見御史出使、悉受風聞、雖時獲罪人、亦不無枉濫、……如臣鄙見、請依太和故事、還置司直十人、名隸廷尉、秩以五品、選歷官有稱、心平性正者爲之、御史若出糾劾、即移廷尉、令知人數、廷尉遣司直與御史俱發、所到州郡、分居別館、御史檢了、移付司直覆問、事訖與御史俱還、中尉彈聞、廷尉科按、一如舊式、

(12)

『後漢書』傳五〇下蔡邕傳

(嘉平)六年七月、制書引咎、詰羣臣各陳政要所當施行、邕上封事曰、……(四事)又令三公謠言奏事、

(李注)漢官儀曰、三公聽採長吏臧否、人所疾苦、條奏之、是爲舉謠言者也、

(13)

『續漢書』卷二四百官志司徒條注の應邵曰(范滂傳注引『漢官儀』に略同じ)

每歲州郡聽採長吏臧否、民所疾苦、還條奏之、是爲之舉謠言者也、頃者舉謠言者、據屬令史都會殿上、主者大言某州郡行狀云何、善者同聲稱之、不善者各爾銜枚、

〔後漢書〕傳四七劉陶傳

光和五年、詔公卿以謠言舉刺史二千石爲民蠹害者、同書傳五七黨錮范滂傳

後詔三府據屬舉謠言、

(14) 註(1)所引『唐會要』卷六〇および『新唐書』百官志參照。

(15) 『文選』卷四〇任昉「奏彈劉整」

御史中丞臣任昉稽首言、臣聞馬援奉嫂、不冠不入、汎毓字孤、家無常子、是以義士節夫、聞之有立、千載美談、斯爲稱首、臣昉頓首頓首死罪死罪、謹案齊故西陽內史劉寅妻范、詣臺訴列稱、出適劉氏、二十許年、劉氏喪亡、撫養孤弱、叔郎整、常欲傷害侵奪、……求攝檢、如訴狀、輒攝整亡父舊使奴海蛤到臺辨問、列稱……

(16) 『魏書』卷七七辛雄傳

初、廷尉少卿袁翻以犯罪之人、經恩競訴、枉直難明、遂奏會染風聞者、不問曲直、推爲獄成、悉不斷理、詔令門下尙書廷尉議之、雄議曰、……願言者六、……三曰、經拷不引、傍無三證、比以獄按既成、因卽除削、或有據令奏復者、與奪不同、未獲爲通例、又須定何如得爲證人、若必須三人對見受財、然後成證、則於理太寬、若傳聞卽爲證、則於理太急、今請以行賂後三人俱見、物及證狀顯著、準以爲驗、

(17) 祝氏前掲論文六二頁。

(18) 註(4)『南齊書』謝超宗傳、『梁書』王亮傳、『南齊書』

劉祥傳、『梁書』蕭穎達傳、『文選』沈約「奏彈王源」をそれぞれ參照。

(19) 蕭穎達の宅督の列は、魚軍稅なるものの詳細が不明であるが、主人蕭穎達が既設の稅目の魚軍稅を許可をえて收受したという内容で、客觀的な事實確認のようにみえる『梁書』蕭穎達傳參照。また、王源のばあいにおける媒人の「攝」は、婚姻の經過をのべただけであつて、この婚姻の最大の問題である王源家の婚家富陽の滿氏が士庶の辨別しがたい家柄であるという點は御史中丞の見解なのである(『文選』沈約「奏彈王源」參照)。

(20) 註(8)『宋書』王弘傳參照。

(21) 第一の例の原文は以下のとおり。それ以外の原文は註(4)に引用。

『初學記』卷二五屏風

宋元嘉起居注曰、十六年、御史中丞劉楨奏、風聞前廣州刺史韋朗、於廣州所作銀塗漆屏風二十三牀、又綠沉屏風一牀、請以見事追韋朗前所居官、

同書同卷鏡臺

宋元嘉起居注曰、韋朗爲廣州刺史、作銅鏡臺一具、御史中丞劉楨奏、請以見事免朗所居官、

同書同卷席

宋元嘉起居注曰、御史中丞劉楨奏、風聞廣州刺史韋朗、於府州部所作新白莞席三百二十二領、請以見事追韋朗前

所居官、

(22) 『魏書』卷二一上趙郡王幹傳

幹貪淫不遵典法、御史中尉李彪將糾劾之、會遇幹於尙書下舍、因屏左右而謂幹曰、殿下、比有風聞、即欲起彈、恐損聖明委託之旨、若改往修來、彪當不言、脫不悛改、夕聞旦發、而幹悠然不以爲意、彪乃表彈之、

『北史』卷三二崔鑒傳附曾孫子子樞傳

除通直散騎常侍、兼知度支、子樞明解世務、所居稱職、因度支有受納風聞、爲御史劾、遇赦免、

(23) 『漢書』卷九五南粵王傳

又風聞老夫父母墳墓已壞削、兄弟宗族已誅論、

顏師古注、風聞、聞風聲、

(24) 『尙書』畢命「彰善癉惡、樹之風聲」、孔傳「明其爲善、

病其爲惡、立其善風、揚其善聲」

文公六年『左傳』「是以並建聖哲、樹之風聲」、杜預集解

「因土地風俗、爲立聲教之法」

(25) 拙稿『黃紙雜考』『大阪市立大學東洋史論叢』一〇(一九九三)三六頁以下參照。

(26) 謝超宗のばあい、これとは異なり「超宗品第未入簡奏」という措置をともなつた。ところがこの時、兼中丞袁象に

謝超宗を奏彈させた南齊武帝は、袁象のこの奏が言辭ともにあやまっていると大怒し、尙書左丞王遂之に袁象を奏彈させたのである。王遂之は袁象の奏彈が「輕文略奏」であると斷定し、かつ「彈事舊體、品第不簡、而黷戾殊常者、皆命議親奏、以彰深慚」とのべている。これは一般の奏彈

では、品第にまで奏文は言及しないが、罪科の深いものは別であつて、謝超宗の場合はその別途の厳しい扱いを受けるべきところを、袁象が寛容にも、「超宗品第未入簡奏」という措置としたと非難しているのである。そのような意味をもつ品第とは、おそらく郷品のこととみなしてまちがいない。品題を簡するとは、官人の身分を黃紙にまで遡及させることであらう。これよりすれば、「應黃紙」は、やはり郷品が表示する初源的な身分にまで、官人をおとすこととなる。

(27) 越智重明「魏晉南朝の御史中丞」『史淵』一二〇輯(一九八三)一四〇頁以下。もつとも、同論文には、風聞の問題はとりあげられていない。なお、註(一)に言及した胡氏の研究は、この「風聞奏事」が唐代の御史臺權力の擴大を意味すること、それが開元年間に一定の制限をうけたことを論じるが、唐以前については、これが存在したこともふくめて言及がない。

(28) 『三國志』卷一武帝紀注引『魏書』

是後詔書敕三府、舉奏州縣政理無效、民爲作謠言者免罷之、三公傾邪、皆希世見用、貨賄並行、彊者爲怨、不見舉奏、弱者守道、多被陷毀、太祖疾之、是歲以災異博問得失、因此復上書切諫、說三公所舉奏專回避貴戚之意、奏上、天子感悟、以示三府責讓之、諸以謠言徵者皆拜議郎、

(29) 『世說新語』規箴篇

王丞相爲揚州、遣八部從事之職、顧和時爲下傳還、同時

俱見、諸從事各奏二千石官長得失、至和獨無言、王問顧曰、卿何所聞、答曰、明公作輔、寧使網漏吞舟、何緣采聽風聞、以爲察察之政、丞相咨嗟稱佳、諸從事自視缺然也、

(30)

『世說新語』箋疏引く程炎震によれば、東晉元帝時、揚州は丹陽以下管郡十であったが、『資治通鑑』卷九〇太興元年胡注は、義興・晉陵をかぞえないという。

(31)

『晉書』卷八二孫盛傳

出補長沙太守、以家貧、頗營資貨、部從事至郡、察知之、服其高名、而不効之、盛與溫賤而辭旨放蕩、稱州遣從事、觀採風聲、進無威鳳來儀之美、退無鷹鷂搏擊之用、

(32)

『太平御覽』卷七七一『宋元嘉起居注』

有司奏云、揚州刺史王弘上、會稽從事章詣解列、先風聞餘姚令何玠之造作平床一乘舴艋一艘、精麗過常、用功兼倍、請免玠今官、詔可其奏、

(33) 註(21)參照。

(34)

『魏書』卷七二陽尼傳附固傳に、固が治要を説いてたてまつった讜言の一節、「使民無謗讟之響」というのも、響が民意を反映し、それを生じさせないところに政治の肝要があるという認識であろう。

(35)

以下の舉例以外にも、『魏書』卷六一薛安都傳附懷吉傳に、

懷吉本不厲清節、及爲汾州、偏有聚納之響、

とあり、同書卷八九酷吏高遵傳に、

遵既臨(齊)州、本意未弭、選召僚吏、多所取納、……

貪酷之響、帝頗聞之、

とある響は、彈劾をうけた記事はないが、使者の聽採のおよぶところとなり、あるいはそれより政府にもたらされたものであろう。

IN THE REALM OF RUMORS: PUBLIC OPINION AND THE SYSTEM OF THE SIX DYNASTIES

NAKAMURA Keiji

In this article, I consider the accusations reported to the emperor 奏彈 by the Censorate 御史臺 on the basis of rumors 風聞 during the period of the Six Dynasties, and in light of these considerations, I further assess the characteristics of the political system and social order of the time and differences between the North and the South regarding these factors.

It has been confirmed that this manner of collecting rumors first appeared as a method of inspecting local administrators at the start of the Eastern Jin, and the rumor collection that served as the basis of the Censorate's accusations made to the emperor clearly existed at the close of the Eastern Jin and was thereafter carried out through the Song, Qi, and Liang.

Accusations based on such rumors later became a format of Censorate accusation from which the names of plaintiffs 訴人 were erased, but at this time their character was rather as a pretense for the accusations and concealing the names of plaintiffs. This meant that it was possible for accusations to the throne to be made without solid evidence, and also that the authority of the Censorate was being expanded.

However, there was another aspect to the accusations based on rumor. Rumors were a form of criticism of moral or ethical shortcomings, and accusations based on rumor were principally used in the southern dynasties against scholars. And in the northern dynasties, a similar system was carried out during the later half of the Northern Wei, but there it was frequently called feng-xiang 風響, the objects were local administrators, and the content of the feng-xiang chiefly concerned official duties and work ethic. This manner of policing local administrators had originated at the close of the Later Han, but saw no further development during the Eastern Jin, and was chiefly carried out during the Northern Wei. This type of difference indicates that the collection and use of rumors existed in the southern dynasties as a method of surveillance to maintain social discipline between scholars and commoners and in the northern dynasties as a method of managing the functional operation of the bureaucracy, and at the same time, in both North and South, it was applied as an appropriate means to suit the

political issues of the day.

LIU MINGRUI AND ZHAO BICHEN: PRACTITIONERS OF NEIDAN IN MODERN BEIJING

YOKOTE Yutaka

Regarding practitioners of neidan 內丹 (internal alchemy) Liu Mingrui 劉名瑞 and Zhao Bichen 趙避塵, who were active in the Beijing area from late-Qing through early Republican times, I have examined their backgrounds and their neidan practice, in considering the manner neidan was practiced during the period.

Liu Mingrui was from Wanping county 宛平縣 in Beijing. In middle age, he became devoted to Daoism, and studied under a mentor from the Nanwu school 南無派 of the Quanzhenjiao 全真教, and he is found in their lineage as the twentieth head of the Nanwu school. He lived at Qianfengshan 千峰山 and Taoyuanguan 桃園觀 in Changping county 昌平縣 to the northwest of Beijing, and had several disciples. He authored three works, the *Daoyuanjingweige* 道源精微歌, the *Qiaojiaodongzhang* 敲驕洞章, and the —*yikao*—易考, all of which were concerned with neidan practice. In his works, he often had high praise for the works of Wu Chongxu 伍冲虛 (Wu Shouyang 伍守陽) and Liu Huayang 柳華陽, known as the Wu-Liu school 伍柳派, and, when his neidan practice is examined, primarily in the *Daoyuanjingweige*, one sees that it duplicates exactly that advocated by the Wu-Liu school.

Zhao Bichen was from Changping county in Beijing. In his youth he became a student of Liu Mingrui, and began his study of neidan practice. Thereafter he visited famous neidan practitioners in various locations, meeting Liao Ran 了然 and Liao Kong 了空 of the Longmen school 龍門派 at Zhenjiang 鎮江, and then becoming the eleventh head of the Longmen school. Thereafter, while operating a shop on the northern outskirts of Beijing, he spent his life in spiritual training and conversion of disciples. When the content of his *Xingmingfajuemingzhi* 性命法訣明指 is examined, it is clear that on many points he was at odds with the works of the Wu-Liu school, which was representative of the Longmen school. Moreover, in his later years he converted many disciples to Daoism, but the main location were the facilities of the popular religion Zailijiao 在理教, and not Daoist temples.

Judging from the above—the facts that while Liu Mingrui was an adept of